年　　月　　日

エックス線装置設置届

|  |  |
| --- | --- |
| 管理者住所 |  |
|  | (電話) |
| 氏名 |  |

エックス線装置を設置したので、医療法第１５条第３項及び医療法施行規則第２４条の２の規定により届け出ます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 病院又は診療所 | 名称 |  |
| 所在地 | 広島市　　　　　区 |
| (電話)　　　　　　　　　　(FAX)　　　　　　　　　(E-mail) |
| 診療用エックス線装置 | 製作者名 |  |
| 型式及び台数 |  |
| 設置した年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 担当者所属・氏名等 |  | (電話) |  |

次頁に続く。

エックス線装置の使用条件等

| 高電圧発生装置の定格出力 |  |
| --- | --- |
| 管球数 | 管球　　　　　　　　　 |
| 用　途 | □ 直接撮影　　　　　□ 断層撮影　　　　□ 胸部集検用間接撮影□ ＣＴ（撮影用・吸収補正用・重ね合わせ用）　　　□ 透視撮影　　　　　□ 乳房撮影□ 骨塩定量分析　　　□ 輸血用血液照射□ 口内法撮影　　　　□ 歯科用パノラマ断層撮影□ 移動型・携帯型（直接撮影・透視撮影・ＣＴ撮影・口内法撮影）□ 治療用□ その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 使用場所 | □ エックス線診療室　□ 手術室　　　□ 病室　　　□ 在宅　□ ＩＣＵ等　　　　　□ 検診車□ 診療用高エネルギー放射線発生装置使用室□ 診療用放射線照射装置使用室□ 診療用放射性照射器具使用室□ 診療用放射性同位元素使用室□ 陽電子断層撮影診療用放射性同位元素使用室 |

エックス線装置のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条）

| エックス線管の容器及び照射筒の利用線錘外のエックス線量（空気カーマ率） | 定格管電圧50kV以下の治療用エックス線装置が装置の接触可能表面から5cmで1.0mGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| --- | --- | --- |
| 定格管電圧50kVを超える治療用エックス線装置 | エックス線管焦点から1ｍで10mGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 装置の接触可能表面から5cmで300mGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 定格管電圧125kV以下の口内法撮影用エックス線装置がエックス線管焦点から1ｍで0.25mGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 上記以外のエックス線装置がエックス線管焦点から1ｍで1.0mGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| コンデンサ式エックス線高電圧装置が充電状態で照射時以外のとき、接触可能表面から5cmで20μGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 附加ろ過板 | 定格管電圧70kV以下の口内法撮影用エックス線装置 | mmAl当量(1.5mmAl当量以上) |
| 定格管電圧50kV以下の乳房撮影用エックス線装置 | mmAl当量(0.5mmAl当量以上) |
| mmMo当量(0.03mmMo当量以上) |
| 上記外のエックス線装置輸血用血液照射エックス線装置治療用エックス線装置 | mmAl当量(2.5mmAl当量以上) |
| 透視用 | 照射野絞り装置 | □ 有□ 無（規則第30条第2項第4号イに該当）□ 無（規則第30条第2項第4号ロに該当） |
| 患者への入射線量率が50mGy/分以下になる構造（高線量率透視制御を備えた装置は、125mGy/分以下） | □有　　□ 無 |
| 警報装置つき透視時間積算タイマー | □ 有　　□ 無 |

| 透視用 | エックス線管焦点皮膚間距離が30cm以上となる装置又は当該距離未満で照射を防止すインターロック（手術中に使用する装置は、20cm以上） | □ 有　　□ 無 |
| --- | --- | --- |
| 受像器を通過したエックス線が、受像器の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 最大受像面を3cm越える部分を通過したエックス線が、当該部分の接触可能表面から10cmで150μGy/時以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 利用線錐以外のエックス線しゃへい手段 | □ 有　　□ 無 |
| 撮影用（胸部集検用間接撮影を除く） | 照射野絞り装置 | □ 有□ 無（ＣＴエックス線装置に該当）□ 無（口内法撮影用エックス線装置に該当）□ 無（乳房撮影用エックス線装置に該当）□ 無（規則第30条第3項第1号イに該当）□ 無（規則第30条第3項第1号ロに該当） |
| エックス線管焦点皮膚間距離（骨塩定量分析エックス線装置は不要） | 定格管電圧70kv以下の口内法撮影用エックス線装置では15cm以上になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 定格管電圧70kvを超える口内法撮影用エックス線装置では20cm以上になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 歯科用パノラマ断層撮影装置では15cm以上になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置では20cm以上になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| ＣＴエックス線装置では15cm以上になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 乳房撮影用エックス線装置では20cm以上になる構造（拡大撮影を行う場合に限る） | □ 有　　□ 無 |
| 上記以外のエックス線装置では45cm以上になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 移動型及び携帯型エックス線装置及び手術中に使用するエックス線装置は、エックス線管焦点及び患者から2ｍ以上離れた位置において操作できる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 胸部集検用間接撮影 | 照射野絞り装置 | □ 有□ 無（規則第30条第4項第1号ただし書に該当） |
| 受像器の一次防護しゃへい体は、装置の接触可能表面から10cmの距離で、1ばく射につき1.0μGy以下になる構造 | □ 有　　□ 無 |
| 被照射体周囲の箱状のしゃへい物から10cmの距離で、１ばく射につき1.0μGy以下になる構造 | □ 有□ 無（規則第30条第4項第3号ただし書に該当） |
| 治療用 | ろ過板が引き抜かれたときにエックス線の発生を遮断するインターロック（近接照射治療装置を除く） | □ 有　　□ 無 |
| 移動型及び携帯型 | 保管場所 | □ エックス線診療室内（室名　　　　　　　　　　）□ エックス線診療室外（室名　　　　　　　　　　） |
| 保管場所の施錠 | □ 有　　□ 無 |
| 保管管理方法 | □ 装置のキースイッチの管理□ その他（　　　　　　　　） |

エックス線診療室のエックス線障害の防止に関する構造設備及び予防措置の概要（規則第30条の4）

| 診療室名 |  |
| --- | --- |
| 画壁等の材質及び厚さ等 | 天井 |  |
| 床 |  |
| 壁 |  |
| 出入口の扉 |  |
| 監視窓 | □ 有　　□ 無 |
| 画壁等の外側における実効線量を1mSv/週以下とする防護措置 | □ 有　　□ 無 |
| エックス線診療室と画壁等で区画された操作場所 | □ 有□ 無（箱状の遮へい物を有する胸部集検用間接撮影装置）□ 無（患者近傍撮影（乳房撮影，近接透視撮影等）時）□ 無（1000mAs/週以下で使用する口内法撮影用装置）□ 無（機器から1mで6μSv/時以下の骨塩定量分析装置）□ 無（機器表面で6μSv/時以下の輸血用血液照射装置）□ 無（組織内照射治療時）□ 無（核医学撮影装置吸収補正用のＣＴ装置） |
| 上記操作場所を設けない場合の防護措置 | □ 有　　□ 無 |
| エックス線診療室である旨を示す標識 | □ 有　　□ 無 |
| 出入口のエックス線装置使用中の表示 | □ 有　　□ 無 |
| 一室に複数台の装置を備えている場合の同時照射防止措置 | □ 有　　□ 無 |

その他の放射線障害防止に関する構造設備及び予防措置の概要

| 放射線障害の防止に必要な注意事項の表示 | 患者用 | □ 有　　□ 無 |
| --- | --- | --- |
| 従事者用 | □ 有　　□ 無 |
| 管理区域境界 | 境界における実効線量が1.3ｍSv／３月以下となる措置 | □ 有　　□ 無 |
| 管理区域である旨を示す標識 | □ 有　　□ 無 |
| 管理区域への立入制限措置 | □ 有　　□ 無 |
| 居住区域及び敷地境界の実効線量が250μSv／３月以下とする防護措置 | □ 有　　□ 無 |
| 入院患者の被ばく曝する実効線量が1.3mSv／３月以下となる措置 | □ 有　　□ 無 |
| 放射線診療業務従事者等の被ばく防止措置 | □ しゃへい物　　　　□ 遠隔操作装置□ その他（　　　　　　　　　　　　　　） |
| 放射線診療従事者等の被ばく線量の測定方法 | □ ＯＳＬ線量計　　□ 蛍光ガラス線量計□ ＴＬＤ線量計　　□ 電子式ポケット線量計□ その他（　　　　　　　　　　　　　　） |

エックス線装置を使用する医師、歯科医師又は診療放射線技師

| 氏　　　　　名 | 職 種 | 登録年月日及び籍登録番号 | 放射線診療に関する経歴 |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |

※　該当欄のみ記入し、非該当欄は斜線で消去してください。

※　軽微な誤記、明らかな誤字脱字、記載漏れ等は、市が訂正・追記します。（承諾されない方はお申し出ください。）

※　診療用エックス線装置ごとに作成し、正副２部を提出してください。

（添付書類）

１　エックス線診療室の平面図及び断面図（隣接室名、上階及び下階の室名並びにエックス線診療室である旨を示す標識、管理

　区域の標識、エックス線装置使用中の表示の位置を明示してください。）

２　放射線漏洩線量測定結果または測定することが著しく困難な場所については、遮へい計算に関する書類（移動型及び

携帯型エックス線装置を据え置いて使用する場合を含む。）

３　移動型及び携帯型エックス線装置（据え置いて使用する場合を除く。）にあっては、保管場所を明示した図面及び装

置周囲の空間線量率分布図